

消費税の軽減税率導入が 中小企業に及ぼすリスク

金融調査部 金本 悠希／是枝 俊悟／小林 章子

要約

2019年10月に、消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率が導入される予定である。消費税率引き上げ・軽減税率導入に関しては、主に、税率引き上げによる消費の反動減の影響が注目されており、それを回避するための様々な施策などが講じられる予定である。これらを考慮すると、消費税率引き上げ・軽減税率導入は家計には大きな影響を及ぼさないと考えられる。

一方、事業者については、将来的に特に中小事業者に対して影響が及ぶ可能性がある。税率引き上げの4年後の2023年10月に導入される「インボイス制度」により、消費税が免税されている事業者（売上高1,000万円以下）からの仕入が不利に扱われ、企業間取引から排除される恐れがあるためである。影響を受ける中小事業者は513万者に上ると推計されており、特に零細企業の多い地方経済に与える影響は小さくないと予想される。

このような問題を踏まえ、インボイス制度の導入に対する事業者の準備状況や事業者取引への影響の可能性を検証し、必要な場合は一定の措置を講ずる余地が制度上設けられており、今後の議論に注目する必要がある。

目次

- 1章 はじめに
- 2章 消費税の構造
- 3章 消費税率引き上げと軽減税率の導入
- 4章 事業者への影響
- 5章 その他の激変緩和措置
- 6章 家計への影響
- 7章 最後に

1章 はじめに

2019年10月に、消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率が導入される予定である。消費税率引き上げ・軽減税率導入に関しては、主に、税率引き上げによる消費の反動減の影響や、それを回避するための様々な施策、あるいは軽減税率が適用される対象の線引きなどが議論されている。

そのうち、事業者に与える影響については、主に、小売店などが軽減税率の対象となる品目と対象とならない品目を扱う場合の業務負担が議論されている。しかし、より深刻なのは、軽減税率が開始された後、将来導入予定のいわゆる「インボイス制度」（適格請求書等保存方式）により、中小事業者が企業間取引に支障が生じ、経営が悪化する恐れである。しかし、この問題については、まだまだあまり知られていないように思われる。

以下、まず、消費税の構造と税率引き上げ・軽減税率導入について確認する。次に、インボイス制度が事業者に与える影響について検討する。次に、消費税率引き上げ等に伴う激変緩和措置について確認した上で、消費税率引き上げ等による家計への影響についても検証する。

2章 消費税の構造

1. 消費税の構造

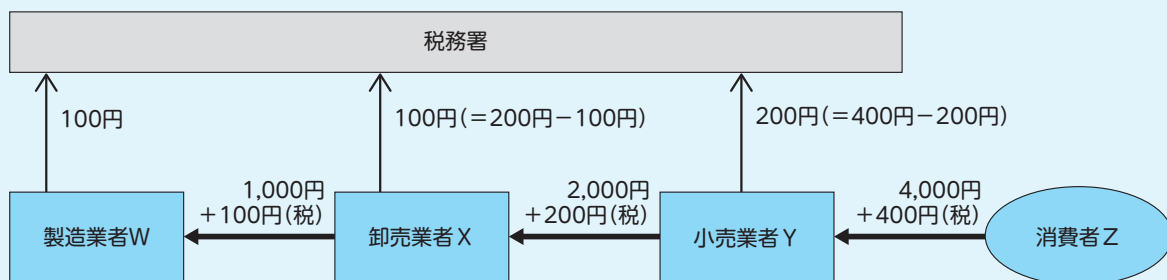
事業者が、国内で対価を得て資産の譲渡・貸付や役務の提供を行う場合、原則として消費税が課される。事業者が納付する消費税の額は、売上に係る税額から仕入に係る税額を控除した額である（仕入に係る税額を控除することを「仕入税額控除」と呼ぶ）。例えば、税率を10%として、卸売業者Xが1,100円（1,000円+100円（消費税））で仕入れた資産を小売業者Yに2,200円（2,000円+200円（消費税））で販売した場合、卸売業者Xは、売上に係る税額200円から仕入に係る税額100円を控除した額（100円）を納税することになる（図表1参照）。

なお、図表1のように、各事業者の納税額の合計額（100円+100円+200円）は、消費者が支払う消費税額（400円）と同額である。このように、消費税を税務署に納付するのは事業者だが、消費税を経済的に負担しているのは消費者という関係にある。

2. 「益税」の発生

消費税に関して、事業者の納税事務負担を軽減

図表1 消費税の構造



（出所）大和総研作成

するため、次の二つの措置が設けられている。一つは、売上高が1,000万円以下の事業者は、課税事業者となることを選択しない限り、消費税を納付する必要がない免税事業者となる「事業者免税点制度」である。もう一つは、売上高が5,000万円以下の事業者は、売上高の一定割合（みなし仕入率）を仕入高とみなして、納付する消費税額を計算することを選択できる「簡易課税制度」である。これらの制度は、本来納付すべき消費税額が事業者の手元に残る「益税」を発生させている。

まず、事業者免税点制度について図表1の例で説明すると、卸売業者Xは課税事業者であれば100円を納税しなければならないが、免税事業者であれば納税が免除されるため、小売業者Yへの販売価格が同じ2,200円であれば100円が手元に残ることになる。

次に、簡易課税制度については次のような理由で益税が発生する。簡易課税制度のみなし仕入率は事業の内容に応じて40%～90%と定められており、卸売業の場合は90%とされている。図表1の例で説明すると、卸売業者Xが小売業者Yから売上に係る税額として200円受け取り、製造業者Wに消費税相当として100円払っていたとすると、手元に100円残る。この場合に卸売業者Xが簡易課税制度を選択すれば、売上に係る税額200円に90%をかけて得られた180円が仕入に係る税額となり、納付税額は20円（＝200円－180円）で済むため、差額の80円が卸売業者Xの手元に残ることになる。

3章 消費税率引き上げと軽減税率の導入

1. 消費税率引き上げと軽減税率の導入

2019年10月1日に、消費税の標準税率が10%に引き上げられ、酒類・外食を除く飲食料品および定期購読している新聞¹に対しては8%の軽減税率が適用される予定である。

軽減税率の適用対象について、飲食料品のうち外食が除外されており、例えば牛丼屋のテイクアウト、そば屋の出前、ピザ屋の宅配、コンビニの弁当・惣菜は軽減税率が適用される一方、牛丼屋・ピザ屋の店内飲食、コンビニのイートインコーナーでの飲食や、ケータリングは軽減税率が適用されない。また、酒類が軽減税率の適用対象から除外されており、酒類に該当する本みりんは軽減税率が適用されない一方、ノンアルコールビールは軽減税率が適用される。しかし、実際には軽減税率の適用対象か否かの判断に迷うケースも想定されるため、国税庁がQ&Aを公表して明確化を図っている²。

2. 区分記載請求書等保存方式の導入（2019年10月）

現行法では、前述の仕入税額控除が認められるための要件として、仕入取引に関する請求書に、①請求書発行者の氏名又は名称、②取引年月日、③取引の内容、④対価の額、⑤請求書受領者の氏名又は名称——が記載されていることが求められる。

2019年10月1日以後は、軽減税率導入に対応するため、請求書の記載事項が拡張される。具

1) 週2回以上発行されるものが対象。インターネットで配信されるものは対象外。

2) 国税庁ウェブサイト（消費税 軽減税率制度 Q&A）

（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//02.htm>）参照。

図表2 売上税額の計算の特例

	軽減税率売上割合
①仕入を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者（※1）	$\frac{\text{軽減税率対象品目の仕入総額}}{\text{仕入総額}}$
②①以外の中小事業者	$\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上総額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$
③①②の割合の計算が困難な中小事業者（※2）	$\frac{50}{100}$

（※1）簡易課税制度を適用しない中小事業者に限る
（※2）主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象
（出所）法令を基に大和総研作成

体的には、請求書に、上記に加えて、⑥取引内容が軽減税率の対象品目である場合はその旨、⑦税率ごとに合計した税込対価の額、も記載されていることが仕入税額控除の要件として求められる。仕入税額控除の要件としてこのような請求書（「区分記載請求書」）を保存することが求められる方式は「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれ、後述のインボイス制度の導入日の前日である2023年9月30日まで適用される。

上記の⑥の軽減税率の対象品目である旨は、例えば、請求書上で軽減税率対象品目に「※」等の記号を記載した上で、記号が軽減税率対象品目であることを明記するという方法も認められる。また、⑦の税率ごとに合計した税込対価の額は、例えば「10%対象 22,000円」「8%対象 21,600円」のように記載することが求められる³。

区分記載請求書等保存方式では、請求書に上記の事項を追記することの負担を軽減する特例が認められている。具体的には、請求書を発行した事業者が請求書にこれらの項目を記載していない場合、請求書を受領した事業者の方が、取引の事実に基づいてこれらの項目を請求書に追記することができる。

また、区分記載請求書等保存方式においては、

売上または仕入を軽減税率と標準税率に区分して管理することが困難な中小事業者（売上高が5,000万円以下）に対して、売上税額または仕入税額を簡便的に計算する特例も認められる。

まず、売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、2019年10月1日から23年9月30日までの期間において、売上の一定割合（軽減税率売上割合）を軽減税率の対象売上として売上税額を計算することができる（図表2参照）。

次に、仕入税額の計算の特例として、仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、2019年10月1日から20年9月30日まで、次のような扱いが認められる。

- ①売上を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者は、売上における軽減税率対象品目の割合を、仕入における軽減税率対象品目の割合とみなして仕入税額を計算することができる（簡易課税制度を適用していないことが必要）。
- ②本来、事前に届出が必要な簡易課税制度について、課税期間中に届出をすることが認められる（①を適用する者以外が適用可能）。

3) 免税事業者は、(消費税を納税していない場合でも) 上記のように記載することが認められる。

3. インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入（2023年10月）

2023年10月1日以後は、区分記載請求書等保存方式に代わり、仕入税額控除の要件として、インボイスと呼ばれる「適格請求書（または適格簡易請求書）」を保存することが求められる。これはインボイス制度（適格請求書等保存方式）と呼ばれる。インボイス制度のポイントは、適格請求書を発行できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者に限られることである。そのため、免税事業者は適格請求書を発行できず、免税事業者からの仕入には仕入税額控除が適用されないこととなる。

適格請求書の記載事項には、区分記載請求書の記載事項に、①課税事業者の登録番号、②消費税額が追加される（図表3参照）。

上記の①課税事業者の登録番号は、法人番号を

有する課税事業者の場合、「T+法人番号」とされる。それ以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）の場合、「T+13桁の数字」とされ、13桁の数字は、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号である。

上記の②消費税額の記載も求められ、税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）と適用税率と併せて、例えば「10%対象 22,000円 消費税 2,000円」「8%対象 21,600円 消費税 1,600円」のように記載することとなる。

一方、不特定多数の者に対して販売等を行う、小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」の発行が認められており、請求書受領者の氏名または名称は記載が不要である。

適格請求書を保存していることが仕入税額控除の要件とされるため、適格請求書には次のような

図表3 区分記載請求書と適格請求書の記載項目

現行制度	区分記載請求書 (2019年10月～)	適格請求書 (2023年10月～)
<p>請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 21,600円(税込)</p> <p>11/1～30 牛肉2kg 5,400円</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>合計 21,600円</p> <p>△△(株)</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 21,800円(税込)</p> <p>11/1 牛肉2kg※ 5,400円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,500円</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>合計 21,800円</p> <p>(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)</p> <p>注 ※印は軽減税率(8%)適用商品</p> <p>△△(株)</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇御中</p> <p>11月分 20,000円(本体)</p> <p>11/1 牛肉2kg※ 5,000円</p> <p>11/8 割りばし4箱 5,000円</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>合計 20,000円</p> <p>消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円)</p> <p>△△(株) 登録番号 T1234…</p> <p>注 ※印は軽減税率(8%)適用商品</p>

(出所) 財務省「消費税の軽減税率制度」を基に大和総研作成

規制が課される。適格請求書発行事業者は、原則として、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務が課される。また、適格請求書発行事業者は虚偽の記載をした適格請求書を交付した場合は罰則が科せられる。一方、適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認される恐れのある書類を交付した場合は罰則が科せられる。

インボイス制度においては、免税事業者からの仕入には仕入税額控除が適用されないこととなる。ただし、経過措置として、インボイス制度導入から6年間は、免税事業者からの仕入についても一定限度で仕入税額控除が認められる。具体的には、区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書を保存し、帳簿に経過措置の適用を受ける旨が記載されている場合は、2023年10月1日から26年9月30日までは仕入税額相当額の80%、2026年10月1日から29年9月30日までは仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除できる。

4章 事業者への影響

1. 事業者の業務への影響

消費税率引き上げおよび軽減税率の導入は、事業者に対して、次のような影響を与えられられる。

事業者の業務に関しては、商品が標準税率の対象か軽減税率の対象かを把握しなければならない。3章で説明したように、複数税率に対応した請求書の作成が必要になるため、複数税率に対応したレジを導入することも必要になるだろう。販売業務に限らず、税率が複数になることにより経理業務等の事務処理が複雑化するため、業務の効

率化のためのIT化が促されると予想される。

複数税率への対応が必要となるため、政府は中小企業・小規模事業者に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等を行う場合に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」制度を設けている。

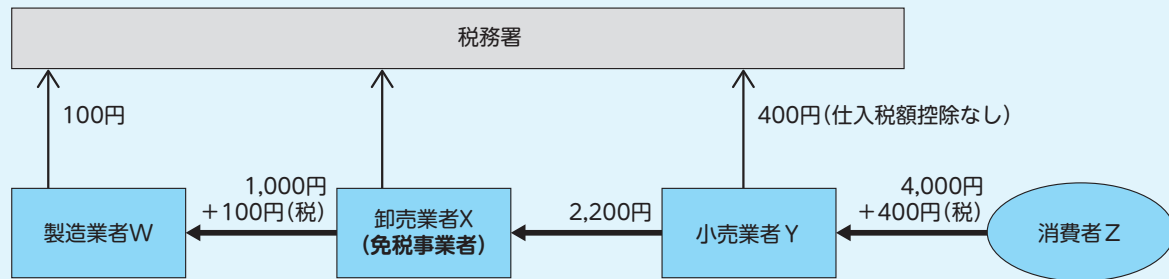
また、後述のように、本稿執筆時点では、税率引き上げによる消費の減少を防ぐため、中小企業からキャッシュレス決済で商品・サービスを購入した場合、購入額の一定割合をポイント等で還元することが議論されている。これが実現されれば、中小事業者においても取引のキャッシュレス化が進むと予想される。

2. 事業者の経営への影響

事業者の経営に関しては、税率引き上げにより、消費者が商品の購入をためらい、収益が悪化する懸念がある。特に、消費税転嫁対策特別措置法の適用終了により、2021年4月1日以後は税抜き価格の表示が認められなくなる。そのため、それまで税抜き価格で表示していた事業者については、消費者は増税の負担感が強く、購入をためらう可能性がある。

さらに、インボイス制度が導入される2023年10月1日以降は、特に免税事業者の経営への影響が懸念される。3章で述べたように、インボイス制度の下では、事業者が免税事業者から仕入を行った場合、その仕入に対しては仕入税額控除が適用されず、納税額が増加する。例えば、前掲の図表1で、卸売業者Xから仕入を行う小売業者Yの納税額は、卸売業者Xが課税事業者の場合、200円（＝400円－200円）である。一方、卸売業者Xが免税事業者だった場合、仕入税額控除が適用されないため、小売業者Yの納税額は400

図表4 適格請求書等保存方式の導入による影響



(出所) 大和総研作成

円 (= 400 円 - 0 円) となり、納税額が 200 円増加することになる (図表 4 参照)⁴。そのため、事業者は免税事業者からの仕入を回避しようとする可能性が考えられる。

その結果、免税事業者は事業者間取引から排除され、経営悪化に直面することが懸念される。財務省の推計 (2015 年時点) によると、課税事業者数と免税事業者数は、前者が 310 万者 (個人 116 万者、法人 195 万社) であるのに対し、後者は免税事業者 513 万者 (個人 435 万者、法人 77 万社) とされており⁵、免税事業者の経営の悪化は、特に零細企業の多い地方経済に対する影響は小さくないと思われる。

このような影響を緩和するため、前述のように、免税事業者からの仕入についても、2023 年 10 月 1 日から 6 年間は一定割合 (当初 3 年は 80%、後の 3 年は 50%) まで仕入税額控除が認められることとなる。しかし、全額が認められるわけで

はないため、依然として、免税事業者からの仕入が回避される懸念がある。売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても課税事業者になることは認められるため、上記のような事態を回避するため、免税事業者の中には課税事業者に転換することを選択する者も現れると予想される⁶。ただし、課税事業者に転換すれば、それまで益税として手元に残っていた利益相当額を納税する必要が生じ⁷、利益が減少することとなる。

このようにインボイス制度は、免税事業者の経営に影響を与えると予想されるため、軽減税率制度の導入後 3 年以内をめどに、インボイス制度の導入に係る事業者の準備状況および事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要な場合には一定の措置を講ずることとされている⁸。

4) 免税事業者である卸売業者 X が小売業者 Y への販売価格を 2,200 円から 2,000 円に減額すれば、小売業者 Y は納税額の増加 200 円分を仕入額の削減で取り戻せるが、卸売業者 X の利益は 200 円減少する。卸売業者 X が仮に仕入に係る消費税 100 円分を転嫁し 2,100 円で小売業者 Y に売却した場合、小売業者 Y は、消費税の増加 200 円のうち 100 円分しか仕入額の減少で取り戻せず、課税事業者と取引するより 100 円コスト増となる。

5) 「平成 28 年度 与党税制改正大綱 参考資料②-2 (軽減税率制度関係参考資料)」参照。

6) 免税事業者の対応として、仕入税額控除が認められないことによる負担増 (上記の例で小売業者 Y の納税額の 200 円増加) を自ら負担することも考えられるが、免税事業者自身の利益が減少することとなる。

7) 財務省は、免税事業者が課税事業者に転換して納税を行うことにより、2,000 億円の税収増加を見込んでいと報じられている (2018 年 10 月 27 日付 日本経済新聞電子版)。

8) 所得税法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 15 号) 附則第 171 条第 2 項。

5章 その他の激変緩和措置

消費税率引き上げによる経済への影響を緩和するための措置として、住宅や自動車関係の減税拡大や、低所得者対策としての給付金などを導入することが決定している（図表5）。

また、本稿執筆時点では未確定だが、追加の対策案として、①低所得者・子育て世帯向けプレミアム付き商品券の発行・販売、②マイナンバーカードを活用したプレミアムポイント、③キャッシュレス決済を利用したポイント還元、④大型耐久消費財（自動車・住宅）の購入者に対する税制・予算措置——等が検討されている⁹。

6章 家計への影響

1. 消費税率引き上げによる物価の押し上げ効果

消費税率の引き上げは、商品やサービス価格への転嫁を通じて物価を押し上げる。ただし、消費税には現行制度においても非課税品目（住宅の家賃や、学校の授業料、医療費、介護利用料など）があり、かつ、2019年10月からは軽減税率（税率8%）適用品目（酒類・外食を除く飲食料品および新聞）も設けられ、これらの品目は消費税率引き上げの影響を直接受けない。

この点を考慮すると、2014年4月に消費税率を5%から8%に引き上げた際の物価押し上げ効果は、総務省・内閣府・日本銀行などにより2.0%

図表5 激変緩和措置

	項目	内容	適用期間
住宅関係	住宅ローン減税（住宅借入金等特別控除）	住宅取得・増改築のためのローンについて、10年間の税額控除を受けられる制度の適用期間を延長	～2021年12月31日
	住宅取得等資金の贈与税非課税特例	税率10%の場合、非課税枠を最大3,000万円に拡大	2019年4月1日～2021年12月31日
	住宅取得等資金の相続時精算課税制度の特例	特例の年齢要件を緩和する制度の適用期間を延長	～2021年12月31日
	請負工事等に係る経過措置	引き上げ前の税率（8%）を適用	～2019年3月31日
	すまい給付金	税率10%の場合、給付基礎額を拡充	2019年10月1日～2021年12月31日
自動車関係	自動車取得税	廃止	2019年10月1日～
	（軽）自動車税	環境性能割（燃費基準に応じた軽減措置、税率の傾斜大・非課税の範囲の拡大）の導入	2019年10月1日～
低所得者対策	年金生活者支援給付金	税率10%の場合、住民税非課税世帯に対して月額5,000円を支給	2019年10月1日～
	介護保険料	税率10%の場合、第1号被保険者（65歳以上）のうち住民税非課税世帯に対する負担軽減を強化（完全実施）	2019年10月1日～

（注）上記は本稿執筆時点で確定しているもの。本稿執筆時点で未確定だが、上記の他、住宅ローン減税の減税期間の延長などが議論されている
（出所）大和総研作成

9) 経済財政諮問会議、未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、規制改革推進会議 合同会議「経済政策の方向性に関する中間整理」（2018年11月26日）参照。

～2.1% pt 程度（税率1% pt 当たり0.7% pt 程度）であったと推計されている。来る2019年10月の消費税率引き上げ時の物価押し上げ効果は、大和総研では1.0% pt 程度（税率1% pt 当たり0.5% pt 程度）と試算している¹⁰。

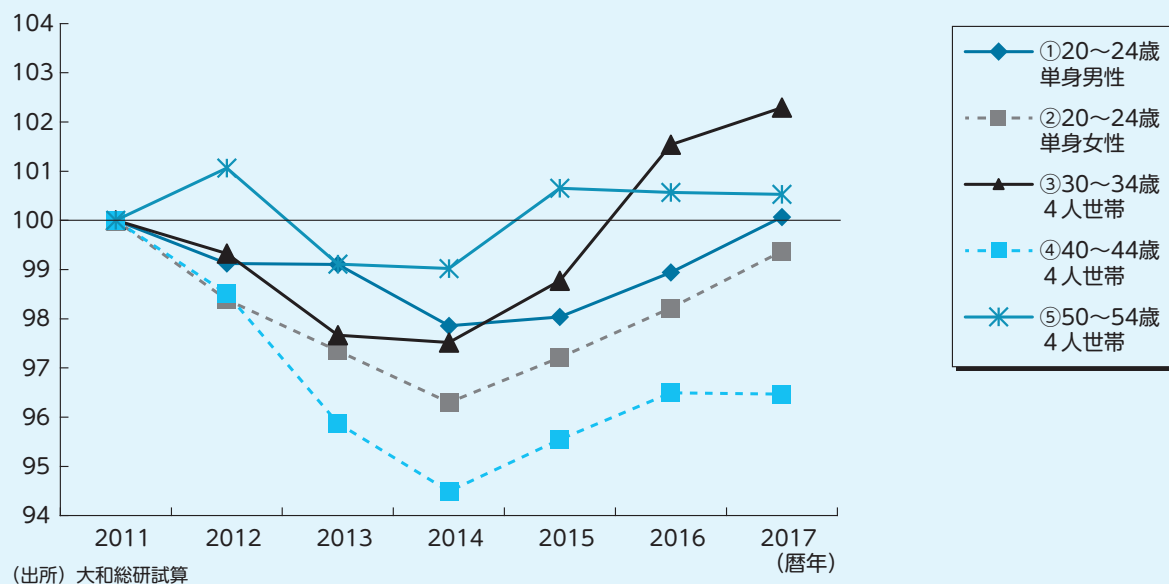
なお、2019年10月に予定されている「幼児教育の無償化」により、3～5歳児にかかる幼稚園や保育園の保育料が大幅に引き下げられる予定であり、大和総研では幼児教育の無償化も考慮すると消費税率引き上げ時の物価押し上げ効果は0.3% pt 程度にとどまるものと試算している¹¹。もっとも、幼児教育無償化により恩恵を受ける世帯は3～5歳児のいる約280万世帯にとどまる見込みであり¹²、ほとんどの家計は1.0% pt 程度の物価上昇に直面するものと考えられる。

2. 消費増税による物価上昇が家計に及ぼすインパクト

消費増税による物価上昇は、家計の実質可処分所得を押し下げる効果がある。しかし、実質可処分所得は消費税に限らず、賃金や所得税・社会保険料など様々な要因により変動する。実質可処分所得について、大和総研が現役世代から5つのモデル世帯を設定し、2011年から17年までの実績を試算したものが図表6である¹³。

2011年から14年にかけては、消費税率引き上げに加え、子ども手当の整理・縮小などが行われていたのに対し、世帯所得の伸びが緩やかなものにとどまっていたため、実質可処分所得は減少傾向となっていた。

図表6 モデル世帯別の実質可処分所得の推移(2011年=100とした指数)



10) 長内智「消費増税と原油高でデフレ脱却とインフレ目標はどうか?」(2018年10月18日、大和総研レポート)を参照。

11) 10) に同じ。

12) 田中大介・是枝俊悟「幼児教育無償化による家計への影響試算」(2018年11月7日、大和総研レポート)を参照。

13) 是枝俊悟「賃上げは増税・物価上昇に追いついてきたか」(2018年3月28日、大和総研レポート)を参照。

これに対し、2015年から17年にかけては、平均的な所得の世帯に対して負担増を求める制度変更は特段行われておらず、世帯所得が物価上昇率を上回る伸びを見せていたため、実質可処分所得は増加傾向にあった。

20歳代・30歳代・50歳代の世帯においては、2019年10月の消費税率引き上げによる1.0%の実質可処分所得の減少は、1年分の賃金上昇が相殺される程度の負担増にとどまり、家計に大きな影響を及ぼさないものと考えられる。

他方、40歳代の世帯では、近年、賃金が伸び悩んでおり、2019年10月の消費税率引き上げの影響が相対的に大きく感じられるかもしれない。もし、消費税率引き上げ時の消費への影響を抑えたいのであれば、予算措置の対象は主に世帯主が40歳代の世帯とする方策を検討すべきだろう。

7章 最後に

以上指摘したように、2019年10月の消費税率の引き上げが家計に与える影響は大きくないと考えられる。加えて、消費の反動減を防ぐための様々な施策も講じられる見込みである。

一方で、2023年10月のインボイス制度の導入により、免税事業者の経営に悪影響が及び、特に零細企業の多い地方経済に対する影響は小さくないと思われる。そのため、制度上も、2021年までをめぐり、事業者の準備状況や事業者取引への影響の可能性などを検証し、必要な場合には一定の措置を講ずることとされている。

今後、インボイス制度を予定通り導入するか議論が活発化する可能性があり、議論の動向に注目する必要がある。

[著者]

金本 悠希 (かねもと ゆうき)



金融調査部
主任研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、金融規制

是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法、社会保険制度

小林 章子 (こばやし あきこ)



金融調査部
研究員
担当は、民法(相続法・債権法)、
税制、会社法、金融商品取引法